

分野	質問	回答
サービス共通	障害者手帳を持っていなくても、障害福祉サービスや児童通所支援を利用できますか。	<p>利用できます。ただし、障害等の確認のため、次のいずれかの書類が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①自立支援医療受給者証（精神通院医療）</li> <li>②精神障害名等を記載した医療機関の診断書（国際疾病分類ICD-10コードの記載がある診断書）</li> <li>③特定医療費（指定難病）受給者証（または、難病名等を記載した医療機関の診断書）</li> <li>④精神障害を事由とする年金等を現に受けていることを証明する書類（年金証書等）</li> <li>⑤特別児童扶養手当の受給を証明する書類〔児童のみ〕</li> </ul> <p>※児童については、①～⑤がない場合、かかりつけの医療機関、徳島県中央こども女性相談センターまたは徳島市子ども健康課が作成する意見書（詳しくは障害福祉課にお問い合わせください）。</p>
サービス共通	複数の事業所を利用することはできますか。	<p>利用できます。複数の事業所を利用する場合は、担当の相談支援専門員またはケアマネージャーに連絡してください。ただし、居宅系サービスの場合は、同一時間帯に複数の事業所を利用することはできません（2人介護可決定者を除く）。また、日中活動系サービス（生活介護、就労継続支援等）・児童通所サービスは、同日に利用することができません。</p>
サービス共通	利用している事業所を変更したいのですがどうしたらいいですか。	<p>新たに利用する事業所に利用の確認をしていただき、現在利用している事業所に終了する旨を伝え、契約の終了手続きを行ってください。なお、新たに利用する事業所で以前と異なるサービスを受ける場合（例えば、就労継続支援A型から就労継続支援B型へ変更する場合は、障害福祉課に申請書及びサービス等利用計画案の提出が必要です。</p> <p>現在利用しているサービスによって手続きが異なりますので、詳しくは障害福祉課にお問い合わせください。</p>
サービス共通	介護保険サービスを利用していますが、障害者手帳を持っているので障害福祉サービスも利用できますか。	<p>65歳以上の方については、原則、介護保険制度が優先となり、介護保険制度で相当できる障害福祉サービスについては、介護保険サービスを利用していただくことになります。ただし、全身性障害者（肢体不自由 総合等級1級で両上肢・両下肢いずれも2級以上の身体障害者手帳をお持ちの方）で、介護保険サービスを限度額まで利用してもなおサービスの必要性が認められる場合については、障害福祉サービスの居宅介護等を利用することができます。また、通院等介助及び通院等乗降介助については、介護認定が非該当または要支援の方であれば利用できます。</p> <p>行動援護、同行援護、就労継続支援B型等、介護保険制度に相当するものがない障害福祉サービスは、介護認定の結果に関わらず、利用が可能です。</p> <p>詳しくは障害福祉課にお問い合わせください。</p>

分野	質問	回答
サービス共通	利用者負担の上限管理はどのような場合に必要ですか。	一月あたりの利用者負担額が負担上限月額を超えることが予測される方は、受給者証の「利用者負担上限額管理対象者該当の有無」欄に「該当」と記載されています。「該当」の記載がある方のうち、複数の事業所をご利用になる方、または同一世帯で複数の児童がサービスをご利用されている方は上限管理の手続きが必要となります。
サービス共通	上限管理の手続きはどのようにしたらいいですか。	<p>利用している事業所に連絡を取り、上限額管理者となる事業所を決めます。上限額管理者にはサービス量や利用者との関係性（利用者負担の徴収のしやすさ）などで順序があり、</p> <p>①施設入所などの居住系サービス  ②計画相談支援の継続サービス利用支援（モニタリング）の期間が「毎月ごと」  ③就労継続支援A型などの日中活動系サービス  ④居宅介護などの訪問系サービス</p> <p>などとなっています。また、訪問系サービスのみの利用または児童通所支援の利用であれば、原則として契約日（時間）数の多い事業所が上限額管理者となります。</p> <p>上限額管理者が決まりましたら、サービス利用開始月の月末までに、上限管理届出書を障害福祉課に提出してください。</p>
サービス共通	受給者証を紛失したのですがどうしたらいいですか。	障害福祉課で申請を行えば受給者証の再交付が可能です。原則、本人の住所への郵送となりますが、本人確認の上、本人が窓口で申請を行えば即日交付も可能です。代理の方が申請する場合は、原則、本人の住所へ受給者証を郵送します。
サービス共通	徳島市から転出しますが、どのような手続きが必要ですか。	<p>転出の予定が決まりましたら、速やかに徳島市障害福祉課にご連絡ください。転出の手続きの際に、障害福祉課で支給取消の申請を行っていただきます。</p> <p>なお、転出先での手続きについては、転出先の市区町村の障害福祉担当課へお問い合わせください。</p>
サービス共通	徳島市へ転入しますが、どのような手続きが必要ですか。	<p>転入の予定が決まりましたら、速やかに支給決定を行った市区町村の障害福祉担当課へ転出のご連絡をお願いします。徳島市で転入の手続きが済みましたら、障害福祉課でサービスの支給申請を行っていただきます。</p> <p>なお、申請に伴い、必要に応じて聴き取り調査を行うとともに、徳島市から支給決定を行った市区町村に照会を行い、情報の提供を受けた後に支給決定いたします。</p>
居宅介護	通院等介助や通院等乗降介助で利用できる範囲を教えてください。	<p>利用できる範囲は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院等に通院する場合</li> <li>・官公署（国、都道府県及び市町村の機関、外国公館）や指定相談支援事業所に公的手続または障害福祉サービスの利用に係る相談のために訪れる場合</li> <li>・指定相談支援事業所における相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合</li> </ul> <p>詳しくは詳しくは障害福祉課にお問い合わせください。</p>

分野	質問	回答
居宅介護	入院するときや退院するときには通院等介助や通院等乗降介助の利用はできますか。	入院時・退院時も利用できます。 ただし、転院する場合や入院中の一時帰宅についてはご利用できません。
日中活動系	就労継続支援A型やB型の事業所がどこにあるか教えてください。	徳島県のホームページに事業所の一覧表があります。また徳島市障害福祉課の窓口でも同一覧表を配布しております。
入所	障害福祉サービスで施設入所を希望していますが、手続きの流れはどうしたらいいですか。	入所希望施設と入所が可能かを相談し、入所（待機）可能であれば障害福祉課で入所待機の申請をします。入所待機申請により徳島県が管理する施設入所希望待機者リストに登録されます。障害支援区分をお持ちでなければ認定手続きを行い、原則として区分4以上（50歳以上は区分3以上）に認定されれば入所の対象となります。 入所ができるようになったときは障害福祉課に連絡がありますので、保護者の方に連絡をさせていただきます。連絡のあった時点で入所を希望される場合は入所手続きとなりますので、再度障害福祉課に申請をしていただきます。
児童	児童通所支援を利用したいのですが、いつから利用ができますか。手続きにはどれくらいの時間がかかりますか。	障害福祉課で申請等の手続きをしていただきます。聴き取り調査等全ての手続きが終わりましたら、通所受給者証を郵送します。 受給者証が届いたら事業所と契約し、サービス利用の開始となります。 手続きをしていただいてから、通所受給者証の発行までは、1カ月半から2カ月程度かかりますのでご了承ください。
児童	「通所受給者証（事業所記入用）」の記入欄に記入できるスペースがなくなったのですがどうしたらいいですか。	新しい通所受給者証（事業所記入用）を発行しますので、障害福祉課までご連絡ください。